

## 第22回 鹿島市農業委員会定例総会 議事録

1、開催日時 令和6年2月7日(水) 午後1時30分～午後4時00分

2、開催場所 鹿島新世紀センター2階 会議室

3、出席委員 12名（明細は下記「農業委員出席簿」のとおり）

4、欠席委員 0名（明細は下記「農業委員出席簿」のとおり）

5、議事日程

①第1 議事録署名委員の指名 1番 下村 和幸 委員 2番 中牟田 安彦 委員

②第2 報告第52号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について  
 報告第53号 農振法第13条の規定による変更申請について(軽微な変更)  
 議案第105号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について  
 議案第106号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について  
 議案第107号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について  
 議案第108号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画  
 について  
 議案第109号 令和5年度第4回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断につ  
 いて

6、農業委員会事務局職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名
事務局長	高本 将行	局長補佐	峰松 正典
主 査	田中 荘子	書 記	藤家 駿介

◎農業委員出席簿

席順	委員名	出席	席順	委員名	出席
1	下村 和幸	○	7	木下 英春	○
2	中牟田 安彦	○	8	大町 朝子	○
3	針尾 忍	○	9	三原 一義	○
4	馬場 英喜	○	10	藤家 豊次郎	○
5	山本 桂子	○	11	中村 博之	○
6	小笠原 初男	○	12	織田 博吉	○
			計	12名	12名

◎農地利用最適化推進委員出席簿

担当地区	農地利用最適化推進委員名
貝瀬・土穴・本城・中木庭・番在開拓・白鳥尾	中村 辰則
中尾・上古枝・竹ノ木庭・平仁田	小池 了

7. 会議の概要

<p>事務局</p>	<p>皆さんこんにちは。定刻となりましたので、只今より第 22 回鹿島市農業委員会定例総会を開きます。</p> <p>総会に入ります前に本日の点呼を取らせていただきます。(1番下村委員から12番織田委員まで点呼をし、針尾委員を除く全員の出席を確認。)本日の出席は12名であります。定足数に達しております。</p> <p>次に議事録署名人の指名を致します。1番下村委員と2番中牟田委員にお願い致します。</p> <p>審議に入ります前に、議事進行について4点ほど注意を致します。</p> <p>1点目です。各自意見・質問をされる場合は、必ず挙手をし、議長の指名があつてから、その席で自分の議席番号と氏名を述べ、意見・質問等を全員に聞こえるように言ってください。また、議事に関することのみを簡潔にお願い致します。</p> <p>2点目です。議事に入りましてからの私語はこれをきつく禁止と致します。</p> <p>3点目です。市役所の敷地内はごく一部の指定された区域を除いて禁煙となっております。審議の進捗状況を見ながら議長の判断によりまして、休憩時間を取り入れていきますのでご協力をお願い致します。なお、トイレにつきましては制限ありませんが、起立して議長席の方へ軽く会釈をしてから退席し、用を済ませたら速やかにお戻りください。</p> <p>4点目です。農業委員会等に関する法律第31条に委員の議事参与の制限規定がございます。提案される議案の中に親族の場合は6親等、姻族の場合は3親等になる者に関連する議案がありましたら、これを審議するときは特に指示されなくても自主的にこの会議場から退席してください。後でその事実が判明した場合は、許可の取り消しや罰則を受けることがありますので、ご注意ください。以上の4点でございます、自覚して会議場のマナーとしてご協力をよろしくお願いします。では、慣例によりまして会長に議長をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>改めまして皆さんこんにちは。暦の上では立春ということで、武士によると椿の花が綺麗に咲けば豊作と言われておりますので、気にかけていただければと思います。</p> <p>先日から、各地区の集落座談会の方にお世話になっておりまして、地域計画のことや相対の貸し借りの話、相続の話をご皆さんにお願いしたところですが、農協の集まりも減ってきていますが、我々の使命としては、今後の食料の需要の基盤づくりをやっていくことかと思っております。それから先月は、久しぶりに最適化推進委員さんと一緒に研修会がございました。これも地域計画がメインでしたが、久しぶりに懇親の場を設け、意見交換が出来たことをありがたく思っております。今年からはコロナも少なくなったので、そういうふうにやっていきたいと思っております。</p> <p>それから今日は、その他の方で能登半島への義援金の募集について皆さんにお諮りしますが、以前熊本の時には、一人一人募金を募るのではなく、皆様からお預かりしているお金の中から出そうと思っております。嬉野、武雄も全体的に会として3万円とのことです。私達も足並みを揃えて、概ね12人と19人で31人ですから、1人1000円くらいということにしたいと思います。ご協力をお願いします。</p> <p>後立って議案審議しますが、中間管理機構も人件費が足りないとのことで、貸し借りから1%手数料を貰いたいという話がございます。もう一度局長、副会長とも相談しながら、会議の方にも入らせてもらって話をしたいと思っております。貸し借りで1%取るとなると、誰も届出せず、自分たちで勝手にして管理ができなくなるのではという懸念があります。実際に作る人たちはどなたなのかということになりますし、農業委員さん達にもご苦勞をかけるかと思っております。しっかりと提案された中身を吟味し、対応してまいりたいと思っております。ずっと皆さん方にも繋いでいきますので、皆様の意見を聞きながら公社の方にも繋いでいきます。よろしく申し上げます。本日市長への提言書を出しますが、渡した後に意見交換の場を設けておりますので、是非遠慮なくご意見を賜りたいと思っております。是非ともよろしく願いまして、挨拶に代えたいと思っております。よろしく申し上げます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書の説明に入る前に、議案書の訂正があります。議案番号にずれがありまして、全</p>

	<p>ての議案番号が訂正となります。1 番ずつずれる形になりますので、申し訳ないですがよろしく申し上げます。</p> <p>議案説明資料1ページから3ページまでをご覧ください。</p> <p>報告第52号農地法第18条第6項の規定による解約報告について、説明します。</p> <p>今回の解約件数は、記載のとおり19件となります。</p> <p>筆数は、24筆、合計面積は、26,816 平米となっています。</p> <p>登記地目および現況地目は、田が 22 筆、畑が 2 筆となっています。</p> <p>解約事由は、すべて双方合意によるもので、</p> <p>借人からの申し出が、14 件</p> <p>借人の妻より申し出が、3 件</p> <p>借人変更が、2 件</p> <p>となっています。</p> <p>1ページをご覧ください。</p> <p>解約事由別に、詳しく説明しますと、</p> <p>「借人からの申し出」であります 14 件について、説明します。</p> <p>1番と5番は、自作される予定です。</p> <p>7番は、借人が決まっていますので、担当の委員さん、推進委員さんに相談する予定です。</p> <p>8番は、貸出人が自ら借人を探して、決まりそうな状況のようです。</p> <p>2ページをご覧ください。</p> <p>9番から14番までの6件は、借人が決まっていますので、西牟田の生産組合長へ相談しています。</p> <p>3ページをご覧ください。</p> <p>15番から18番までの4件も、借人が決まっています。</p> <p>15番と16番は、藤家委員に、</p> <p>17番と18番は、山口 推進委員 に相談しています。</p> <p>戻りまして、1ページをご覧ください。</p> <p>「借人の妻より申出(借人死亡)」の2番から4番までの3件は、借人の目途が立っていますので、来月以降の総会議案に計上予定です。</p> <p>「借人変更」であります6番と3ページの19番については、この後の議案第108号の集積計画に計上しています。</p> <p>報告第52号の説明は、以上です。</p>
議長	<p>皆様方、それぞれご相談聞いておられますかね。</p> <p>西牟田は木下委員大変ですが、よろしく申し上げます。</p>
事務局	<p>西牟田については、藤永生産組合長にもお願いをしております。最適化推進委員の田中さんも、いよいよ困って改めて林さんをお願いをされたようです。</p>
議長	<p>他のところも、それぞれ皆様関わっていただくようお願いします。木下委員も大変ですがお願いします。</p>
7番委員	<p>ここは裏作も出来ないですしね。</p>
議長	<p>皆さんから特段なければ、次に移ります。</p> <p>報告 53 号についてお願いします。</p>
	<p>鹿島市農業振興地域整備計画のうち、農用地利用計画の軽微な変更が 2 件あっておりますので報告します。議案書は 4 ページと位置図は 1 ページをご覧ください。</p> <p>1 件目です。申請地は●● ●●●番、地目は畑、面積は●●●平米です。変更の目的は農業用倉庫です。申請人、所有者ともに池田利春さんです。関係者の同意として、区長、生産組合長、担当農業委員からの同意がございます。農地区分は 2 種となっております。関係者の同意として、区長、生産組合長、担当農業委員からの同意がございます。農</p>

	<p>地区区分は2種となっております。</p> <p>軽微な変更の理由ですが、申請地はすでに農業用倉庫が建設されております。始末書の提出がございますので、始末書を読み上げます。(始末書の読み上げ)</p> <p>1件目については以上となります。</p> <p>2件目についてです。位置図は2ページをお願いします。申請地は●● ●●●番です。地目は田、面積は461平米のうち170平米です。変更目的は農業用倉庫で、申請人、所有者ともに●●●●さんです。</p> <p>関係者の同意として、区長、生産組合長、担当農業委員からの同意がございます。農地区区分は1種となっております。圃場整備と多面的機能支払制度の対象でもあるため、確約書の提出もでございます。</p> <p>軽微な変更の理由としては、ハウス建設による農業用倉庫の移設となっております。こちら2件につきましては、すでに1月22日に鹿島市告示第6号で公告いたしまして、1月24日付で県へ報告し、申請人へ軽微な変更の許可について通知を行うこととなっております。</p> <p>以上2件、報告を終わります。</p>
議長	大町さん、ここはかなり前から出来ていたのですか？
8番委員	ここは30年くらい前から、湯の峰と新方の利用組合を設立された時にこの倉庫が出来ました。許可が出ていないことが分かり、最近提出をされました。ここについては申し出がありました。
5番委員	一応現地の方確認しました。そしたら、小さいハウスが2棟建ててあり、それを撤去して倉庫を作るとのことで伺いました。
議長	<p>ありがとうございます。他に特段なければ承認ということで進めていきます。ありがとうございました。</p> <p>それでは、議案105号所有権移転許可申請承認についてお願いします。</p>
事務局	<p>議案第105号について説明します。</p> <p>議案説明資料5ページをご覧ください。</p> <p>1番について、説明します。</p> <p>位置図3ページ、</p> <p>本日配布の資料1ページをご覧ください。</p> <p>土地の所在は、大字●● 字●● ●●●番●と●●●番の2筆でございます。</p> <p>登記地目は、畑と宅地</p> <p>現況地目は、両方畑となっております。</p> <p>面積は、合計で461.7平米です。</p> <p>譲受人は、●●●の●●●●さん42歳の方で</p> <p>譲渡人は、●●●の●●●●さん85歳の方です。</p> <p>転用の目的は、宅地分譲となっております。</p> <p>施設の概要は、3区画の宅地分譲979.6平米</p> <p>道路その他117.17平米となります。</p> <p>用途区域内となりますので</p> <p>農地区区分は、3種農地です。</p> <p>周囲の状況ですが、東は墓地、西は道路・宅地、南は宅地、北は宅地 となっております。</p> <p>関係機関との協議はありで、その条件はありません。</p> <p>用途区域内で公共下水道区域内 になります。</p> <p>同時利用地として、1124番宅地576.07平米と1126番1池沼59平米があります。</p> <p>1番の説明は以上となります。</p>
議長	現地報告を、木下委員お願いします。
7番委員	ここは少し前から荒廃地で、管理もされていませんでした。近くの空家も解体するということです。田中推進委員の家の敷地の横でもあります。

事務局	(図面で説明)
議長	何か皆さんからございますか？
4 番委員	同時利用されているところに、家がありますがこれはもう解体されていますか？
事務局	まだ建っています。
4 番委員	ここは進入路にされるのですか？
事務局	進入路としてセットバックし、道路の拡幅することになります。
議長	この辺は木下委員からもありましたように、手付かずで荒れているのでやむをえない感じではありました。他に皆さんからございますか？ なければ採決を取ります。1 番に賛成の方。(全員賛成) ありがとうございました。それでは 2 番についてお願いします。
事務局	2 番について、説明します。 議案説明資料同じく5ページ、 位置図4ページ、 本日配布の資料2ページをご覧ください。 土地の所在は、大字●●● 字●● ●●●番の1筆でございます。 登記地目、現況地目は、ともに田となっています。 面積は、471 平米となります。 譲受人は、●●●の●●●●●で 譲渡人は、●●●の●●●●●さん67歳の方です。 転用の目的は、駐車場となっています。 施設の概要は、駐車場 471 平米となります。 農地区分は、2種農地です。 周囲の状況ですが、東は川、西は山林、南は田、北は道路 となっています。 関係機関との協議はありで、その条件はありません。 2 番 の 説明 は以上となります。
議長	中村委員、報告をお願いします。
11 番委員	これは去年の10月2日の定例総会で、農振除外がありました。 現地は●●●になります。中川を挟んで、山側に三角のところがあります。図面を見ると、車何台入るのかと思ったのですが、8台としてありまして、三角の所が市道より1メートル低く、下の所が市道より2メートル低いような形です。近くにキャンプ場がありログハウスなど設置されていて、そこの利用者のための駐車場となります。以上です。
議長	中村推進委員、何かございますか？
中村委員	特段ございません。
議長	皆様方から、何かございますか？ なければ採決を取ります。賛成の方。(全員賛成) ありがとうございました。3 番についてお願いします。
事務局	3 番について、説明します。 議案説明資料同じく5ページ、 位置図5ページ、 本日配布の資料3ページをご覧ください。 この案件は、先月の総会に諮りましたが、現場確認が、違う担当委員、推進委員であったため、正しい担当の委員、推進委員の現場確認と署名をもって、再度上程しているものです。 土地の所在は、大字●●● 字●● ●●●番の1筆でございます。 登記地目、現況地目は、ともに田となっています。 面積は、1,882平米となります。 譲受人は、●●●の●●●●●で

	<p>譲渡人は、●●●の●●●●さん93歳の方です。          転用の目的は、宅地分譲となっています。          施設の概要は、7区画の宅地分譲1,523.34平米          共有道路等358.66平米となります。          用途区域内でありますので、          農地区分は、3種農地です。          周囲の状況ですが、東は道路、西は宅地、南は宅地、北は宅地・田となっています。          関係機関との協議はありで、その条件はありません。          用途区域内であり、公共下水道区域内であります。          3番の説明は以上となります。</p>
議長	<p>これは先月保留になり、正式に今回かける案件となります。          改めて、藤家委員をお願いします。</p>
10番委員	<p>位置図から分かるように、田でんの方から入って右に行ったところ          水路関係で、もう一つ計画してあるところの下の方に水田があり、そこに水が行くよう          になっているのですが印鑑を貰いに来られた時、そこも近いうち宅地にするとおっしゃ          られていました。特段問題はないと思います。</p>
議長	<p>近年この周辺は、宅地化が進んでおります。水路関係については特に注意しながら農          業委員さんたちにもお願いしておりますので、ご理解いただけたらと思います。          皆さんから何かございますか？なければ採決を取ります。賛成の方。(全員賛成)          ありがとうございます。それでは106号についてお願いします。</p>
事務局	<p>議案第106号 について説明します。          議案説明資料6ページをご覧ください。          位置図6ページと7ページ、          本日配布の資料4ページをご覧ください。          土地の所在は、          大字●●● 字●●● ●●●番●          字●●● ●●●番●          字●●● ●●●番●          同じく枝番●、●、●、●の7筆でございます。          登記地目、現況地目は、すべて畑となっています。          面積は、合計で8,800平米です。          申請人は、●●●の●●●●さん90歳の方です。          転用の目的は、植林となっています。          施設の概要は、杉、檜、クヌギ8,800平米となります。          農地区分は、すべて2種農地です。          周囲の状況ですが、          ●●●は、東は畑、西も畑、南は道路、北は畑          ●●●は、東は畑、西も畑、南は道路、北は山林          ●●●は、東は田、西は畑、南は田、北は畑となっています。          関係機関との協議はありで、その条件はありません。          全筆、追認案件となっています。          1番の説明は以上となります。</p>
議長	<p>担当の下村委員、説明をお願いします。</p>
1番委員	<p>ここは少し分かりにくいところなのですが、木が植えられていることは確かめてきま          した。なかなか場所的に確定しにくい所になっています。クヌギはだいぶ早くから植          えられている漢字の大きさでした。ヒノキはよく分からなかったです。スギ林はここ          だろうなという場所がありました。</p>

議長	地図上で、クヌギ、スギ、ヒノキがどこなのかについて説明できますか？
事務局	(図面で説明)
議長	説明を頂きましたが、皆さんから何かございますか？ なければ採決を取ります。賛成の方。(全員賛成) ありがとうございました。続いて107号に移ります。
事務局	議案第107号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」説明します。 1番について、説明します。 議案説明資料7ページ 位置図8ページをご覧ください。 土地の所在は、大字●● 字●● ●●●番●、●●●番●、●●●番●、●●●番●の4筆でございます。 登記地目は、すべて畑 現況地目は、●●●番●から●●●番●までの3筆は、すべて畑 ●●●番は、樹園地となっています。 登記面積は、4筆合計506平米です。 譲受人は、●●●の●●●●●さん59歳で 譲渡人は、●●●の●●●●●さん56歳の方です。 譲受理由は、自宅に隣接している農地を耕作したいで 譲渡理由は、農業廃止となっています。 譲受人の通作距離は、10mとなっています。 1番の説明は、以上です。
議長	現地報告を、中村委員お願いします。
11番委員	地図を見ていただきますと、●●と書いてある所が●●さんの家になります。何年か前に●●さんがここを買われたそうです。そして畑が残っており、家の近くであるためこの畑を買って農業をしたいとのこと。実際に畑として使われているのは、●●●-●、●●●-●です。●の方はほうれん草やレタスなど作ってあります。 それから、水無堤に近い方の●●●と●●●-●は、実際のところ雑木が生えており、畑にするのは大変かと思いますが、所有者の方の希望で買われているような状況です。
議長	石橋さんは農業されていますか？
11番委員	はい、しておられます。
議長	何を作られるのですか？
事務局	季節の野菜を作られるとのこと。です。
4番委員	●●●と●●●-●は雑木が生えているとのことでしたが、ここを耕作し直す意思は持っておられるのでしょうか？
事務局	出来るところから耕作される形になります。
11番委員	今すぐ作れるのは●●●-●と●ですね。
議長	他に特段なければ採決を取ります。賛成の方。(全員賛成) ありがとうございました。 それでは次に議案108号についてお願いします。
事務局	議案第108号について、説明します。 議案説明資料は、8ページから14ページまでとなります。 この案件は、1議案で40件ございます。 14ページをご覧ください。 35番から40番までの6件は、あっせんによる所有権移転です。 今総会後に、所有権が、売り手から佐賀県農業公社に移ることになります。 その時期は、2月14日の予定です。

	<p>12ページから13ページをご覧ください。  29番から34番までの6件は、農地中間管理機構と貸借となる案件です。  新規が5件、更新1件となります。  契約期間は、新規の件は、10年が1件、5年が4件  更新の1件は、4年5カ月となっています。  で、権利の種類は、賃貸借が5件  使用貸借が1件となっています。  8ページから11ページをご覧ください。  1番から28番までの28件は、利用権が設定される案件です。  28件のうち、新規が16件、更新が12件となっています。  また、28件のうち、すべて賃貸借権の設定となっています。  賃貸借権の設定28件のうち、現金扱いが21件、  物納扱いが7件、となっています。  契約期間については、28件のうち、  10年が10件、7年が1件、5年が14件、4年が1件、3年が2件となっています。  11ページをご覧ください。  27番と28番は、1月の総会で保留案件となっていた契約です  27番は、利用権を受ける方が、高齢の母でありましたが、今回は実際の耕作者に変更してもらいました。  28番は、使用貸借から賃貸借に変更してもらいました。  議案第108号についての説明は、以上となります。</p>
議長	小笠原さん、例の●●さんからは何か連絡ありましたか？
6番委員	どうしても買い手が見つからず、●●●●にとのことでした。
議長	隣の生産組合長さんの●●さん、小笠原さん、推進委員の山口さんたちに正式に話をしてくださいと言っていました。自分たちで決めてらっしゃるのですか？
6番委員	そうです。
議長	もう一度生産組合長さんたちに確認を取ってみます。
2番委員	27番と28番の賃料が、三河内は6500円で重ノ木は12000円で大分開きがあるようですが、平坦地と山間部の違いですか？
10番委員	ここはハウスが建っているためです。
議長	23番は、保全と記載してありますがどうですか？
事務局	ここは作れないため保全だけはして頂くということになっています。
議長	23番と●●さんの件については交通整理をさせていただいてよろしいでしょうか？他の採決を取ります。賛成の方。(全員賛成)ありがとうございました。 それでは議案109号についてお願いします。
事務局	<p>議案第109号令和5年度第4回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、説明します。  議案説明資料は、15ページから19ページをご覧ください。  非農地判断について少し説明します。  これまで農地パトロールで遊休農地と確認して、それ以降も耕作できる状況にない農地を対象に、総会議案で「非農地と判断」します。  議決後は、その旨を、所有者、法務局、県農業経営課、税務課、農林水産課に通知します。  このことで、当該地は、行政上農地として取り扱われなくなります。  ただし、登記地目は、所有者が登記申請して変更することになります。  今回、非農地判断をお願いするのは、1番から68番までの68件で、合計面積が、90,195平米となります。</p>

	<p>市内全体で、約750ヘクタールの遊休農地がありますが、その中から「大字山浦地区」を中心に現況地目が、「純山林」を調査結果が、「無断転用」又は「第1号遊休農地(黄)」を農振地域は、「白地」となる農業振興地域外を対象に抽出しています。</p> <p>また、19ページの68番は、県営治山事業に伴い判断をお願いするものです。このあと、該当地の航空写真を映写しますので、みなさまには非農地の判断をお願いします。</p> <p>(航空写真を用いて説明)</p>
議長	<p>いつまで経っても遊休農地が700から減らないため、はっきりと山に戻す運動を皆さんでしましょう。今更畑に戻すというのも厳しいので、どんどん非農地にして、帳簿上からはっきりとしていきましょうと言うわけです。伐採して工事して作る人はいないかと思えます。</p>
2番委員	<p>これは本人に言って法務局で登記してもらう必要があるのですよね？</p>
議長	<p>それを我々が出来るようにする必要があるかと思えます。とりあえず採決を取ります。賛成の方。(全員賛成)</p> <p>ありがとうございました。</p>
	<p>この会議録は、委員会書記をもって記録せしめたもので、その内容は正当なものと認め、ここに署名委員とともに署名する。</p> <p>令和6年3月2日 鹿島市農業委員会</p> <p style="text-align: right;">会 長 <span style="float: right;">Ⓜ</span></p> <p style="text-align: right;">1 番委員 <span style="float: right;">Ⓜ</span></p> <p style="text-align: right;">2 番委員 <span style="float: right;">Ⓜ</span></p> <p style="text-align: right;">事務局長 <span style="float: right;">Ⓜ</span></p>

